

説 明 資 料

(法人税関係)

目

次

1. あるべき税制の構築に向けた基本方針(抄) [法人税の現状と課題・今後の改革の方向]	1
2. 法人税率と課税ベースの適正化	3
3. 法人所得課税の実効税率の国際比較	4
4. 日米の業種別法人税負担率の試算(国税)	5
5. 日米の法人税負担率の推移の試算(国税)	6
6. わが国国内法人の設備投資額等の推移	7
7. 増加試験研究費等の税額控除制度	8
8. 試験研究費支出額の推移	9
9. 主要国の主な研究開発関連税制の比較	10
10. 設備投資額及び減価償却費の推移	11
11. 製造工業設備稼働率	12
12. 「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2002」について(抄)	13
13. 企業関係租税特別措置における主な設備投資減税の減収額の推移	15

あるべき税制の構築に向けた基本方針（抄）

平成 14 年 6 月

税 制 調 査 会

第二 個別税目の改革

二 法人課税

1. 法人税

(1) 法人税の現状と課題 ―財源調達機能と経済社会の活性化―

累年にわたる法人税率の引下げと近年の企業収益の悪化等により、法人税収は著しく減少してきており、法人税収の国税収入に占める割合は 20% 台前半まで低下してきている。また、全法人の約 7 割が欠損法人となっている。

今後、企業活動のグローバル化が進展する中で、法人税の財源調達機能を確保しつつ、経済社会の活性化の視点から法人税をどのように改革するかが課題である。

(2) 今後の改革の方向

① 基本的考え方 ―歪みの少ない中立的な税制の構築と政策税制の重点化―

法人税は、経済がグローバル化する中で、企業の創意工夫を尊重し、競争力を維持・強化するため、国際的に整合性がとれ、企業活動に対し歪みの少ない中立的な税制であることを基本とすべきである。

このような観点から、平成 10 年度以降、課税ベースを拡大しつつ、税率を国際水準並みに引き下げるとともに、連結納税制度の導入等の大きな改革を行ってきた。今後とも、経済社会の活性化のために、このような基本方針で法人税の改革を行っていく必要がある。

しかしながら、累次の税率引下げにより、国の法人税率は既に先進国並みの水準となっており、開発途上国の水準を念頭において、これ以上の税率引下げを行うことは適当ではない。

今後の法人税率の水準については、わが国の租税負担全体の水準や税体系全体のあり方との関連、更には先進国との税率のバランスを踏まえて検討していくべきである。

また、法人事業税に外形標準課税を導入すると、法人所得課税の実効税率は下がることとなる。

一方、税制の簡素化、課税ベースの拡大の観点から、既存の租税特別措置の整理・合理化を大胆に進めるとともに、経済社会の活性化と構造改革のために、真に有効な政策措置を集中・重点的に講じる必要がある。併せて、事業活動が多様な形態で行われている等の経済社会の新しい動きに対応して、法人税の諸課題に取り組むべきである。

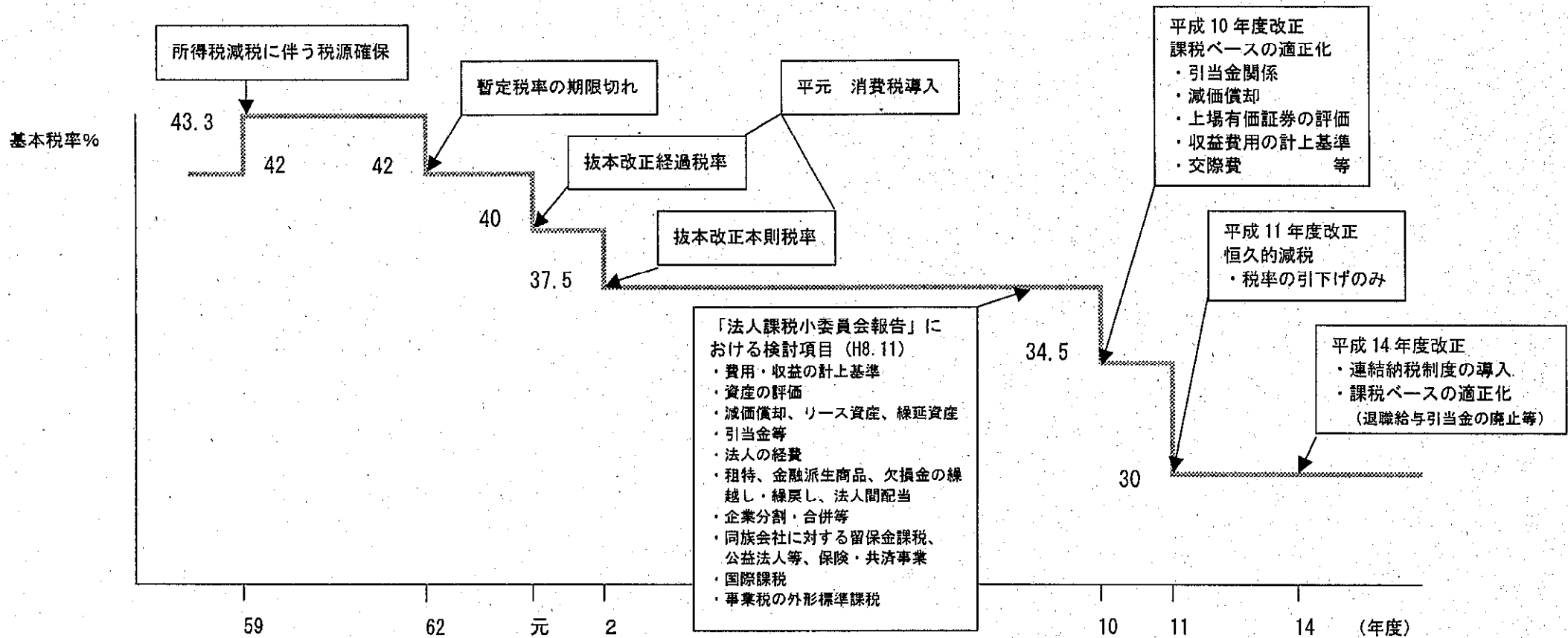
② 政策税制の集中・重点化 ―明確な国家戦略を前提とした重点的な措置―

わが国企業の競争力強化や産業構造の改革を進めるためには、21 世紀をリードする産業・技術を見据えた明確な国家戦略を前提に、規制改革や歳出措置も含めた総合的な政策の重点分野への集中投入が必要である。その一環として税制についても既存の租税特別措置の整理・合理化を大胆に行いつつ、新産業や技術革新の創出等を目指し、政策税制を研究開発分野等真に有効な分野に重点化すべきである。

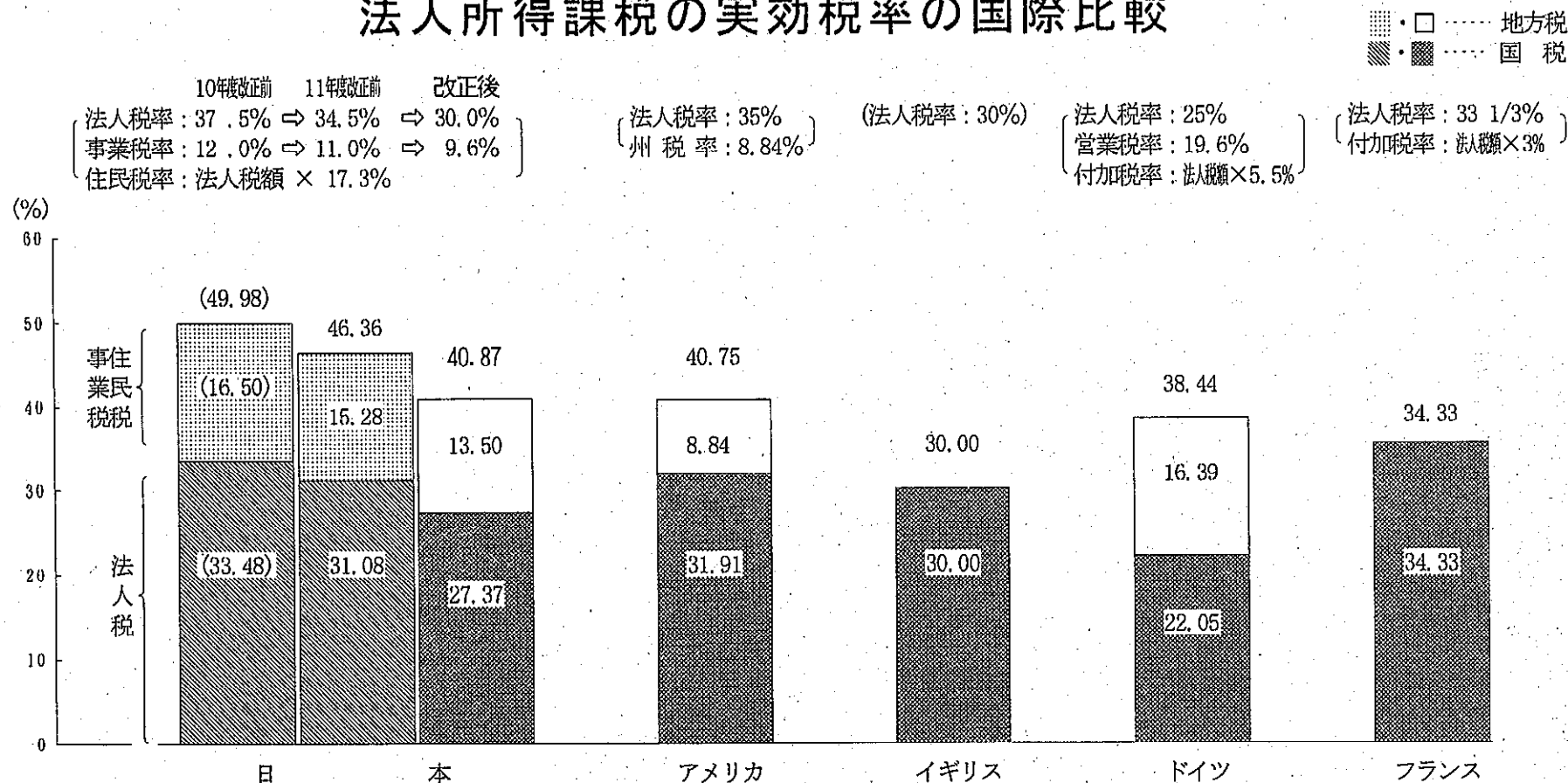
法人税率と課税ベースの適正化

○ 法人税改革：企業間・産業間の中立性の確保及び経済の活性化の観点から「課税ベースを拡大しつつ、税率を引き下げる」

- ・ 平成 10 年度改正：課税ベースの大幅な見直しと基本税率の引下げ
- ・ 平成 11 年度改正：景気情勢に配慮し税率の引下げのみ実施（恒久的減税）
- ・ 「課税ベースの適正化は残された課題」「法人税率の更なる引下げの余地はない」（中期答申 H12.7）

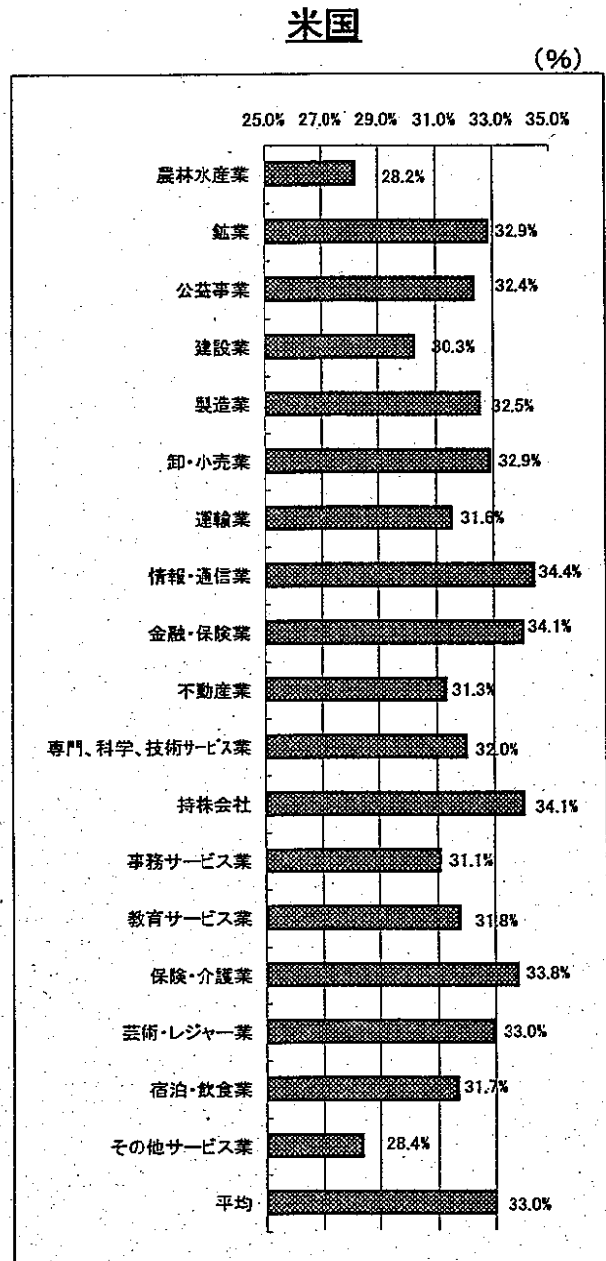
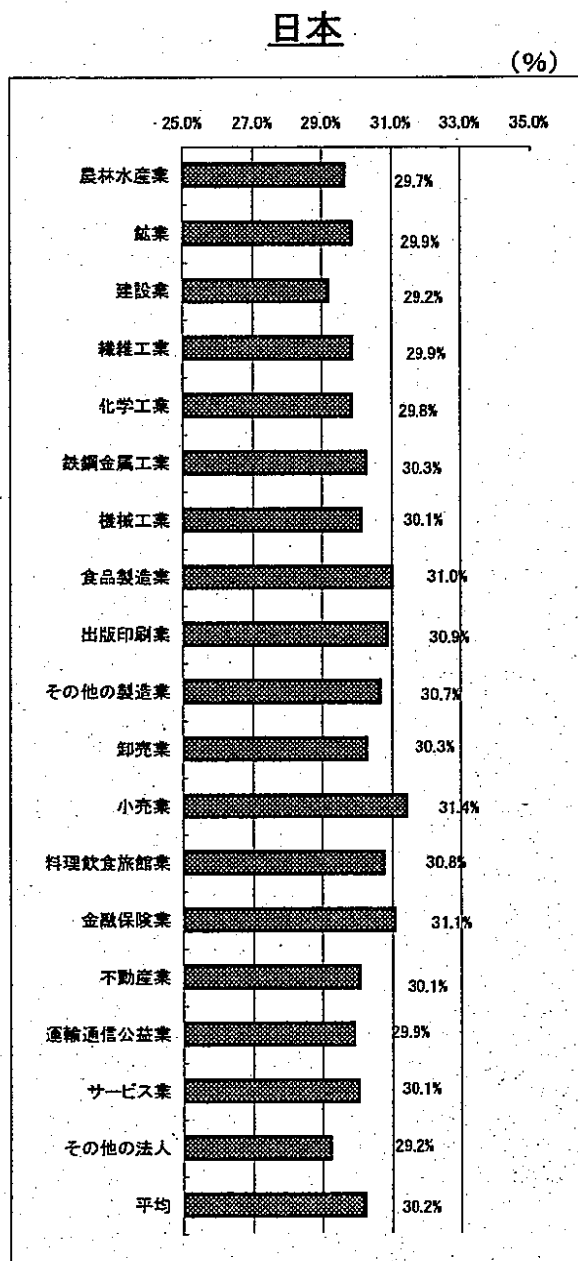


法人所得課税の実効税率の国際比較



- (注) 1. 日本の実効税率は、法人事業税が損金算入されることを調整した上で、「法人税」「法人住民税」「法人事業税」の税率を合計したものである。
2. アメリカの「地方税」は、カリフォルニア州（州法人税）の例である。なお、一部の市では市法人税が課税される場合があり、例えばニューヨーク市では連邦税・州税（7.5%、付加税〔税額の17%〕）・市税（8.85%）をあわせた実効税率は45.95%となる。このほか、一部の州・市では、法人所得課税のほか、支払給与額等に対して課税される場合もある。
3. ドイツの実効税率は、付加税（法人税額の5.5%）を含めたものである。なお、ドイツの「国税」は、連邦と州の共有税（50：50）であり、「地方税」は、営業収益を課税標準とする営業税である。
4. フランスの実効税率は、付加税（法人税額の3%）を含めたものである。また、法人利益社会税（法人税額の3.3%）を含めると実効税率は35.43%となる。（ただし、法人利益社会税の算定においては、法人税額より76.3万ユーロの控除が行われるが、実効税率の計算にあたり当該控除は勘案されていない。）なお、フランスでは、法人所得課税のほか、職業税（地方税）が課税される。
5. 諸外国については、2002年1月現在の税制に基づく。

日米の業種別法人税負担率の試算(国税)



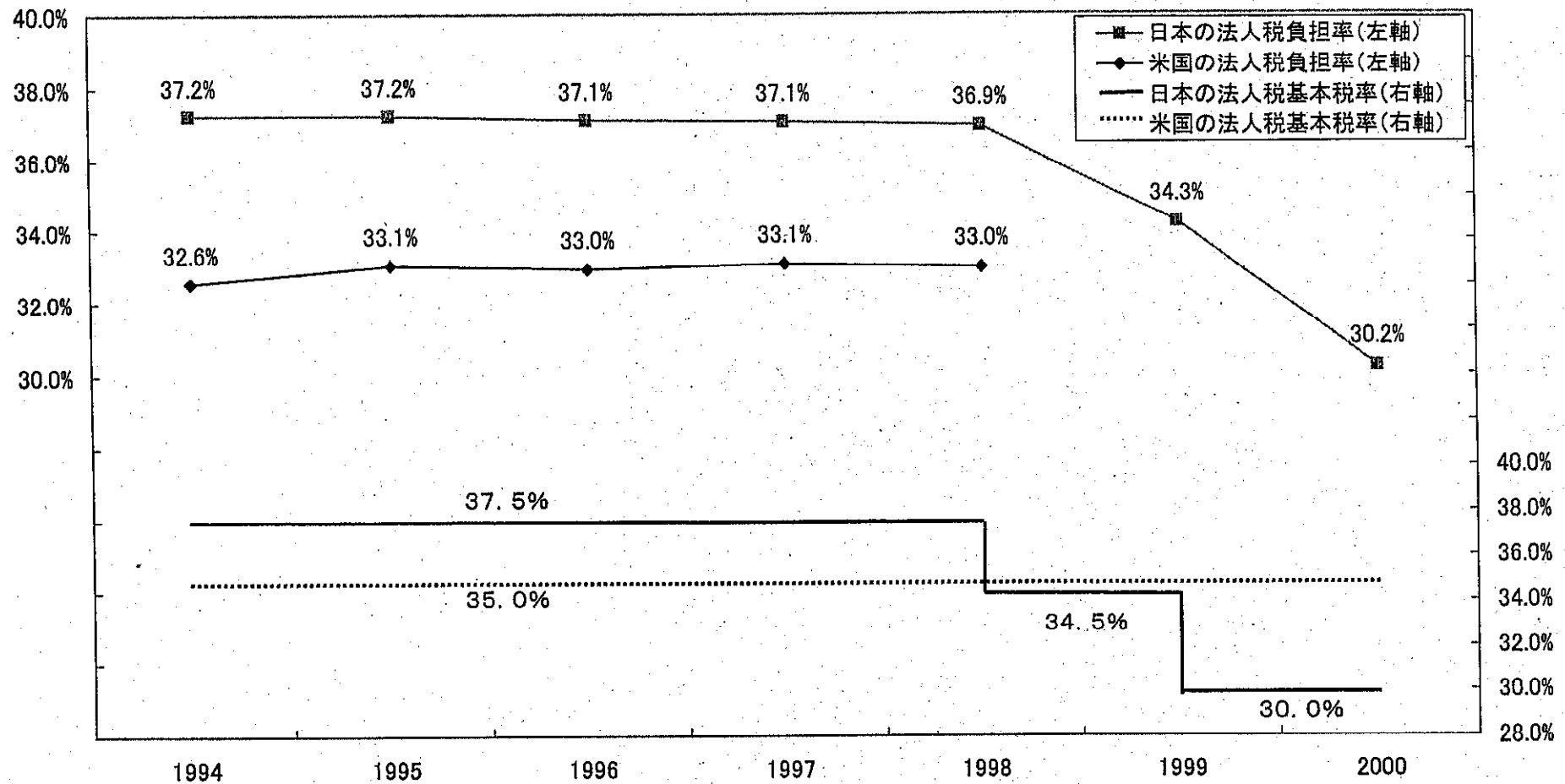
(注) 法人税負担率＝法人税額(外国税額控除・所得税額控除前)/課税所得
 法人税額は、両国統計における算出税額から各種の税額加算・控除を考慮して試算したもの。
 業種分類は、日米の「標準産業分類(大分類)」の順による。

(出所) 日本: 国税庁「法人企業の実態」(平成12年分)
 米国: IRS(1998年分)

日米の法人税負担率の推移の試算(国税)

(負担率)

(基本税率)

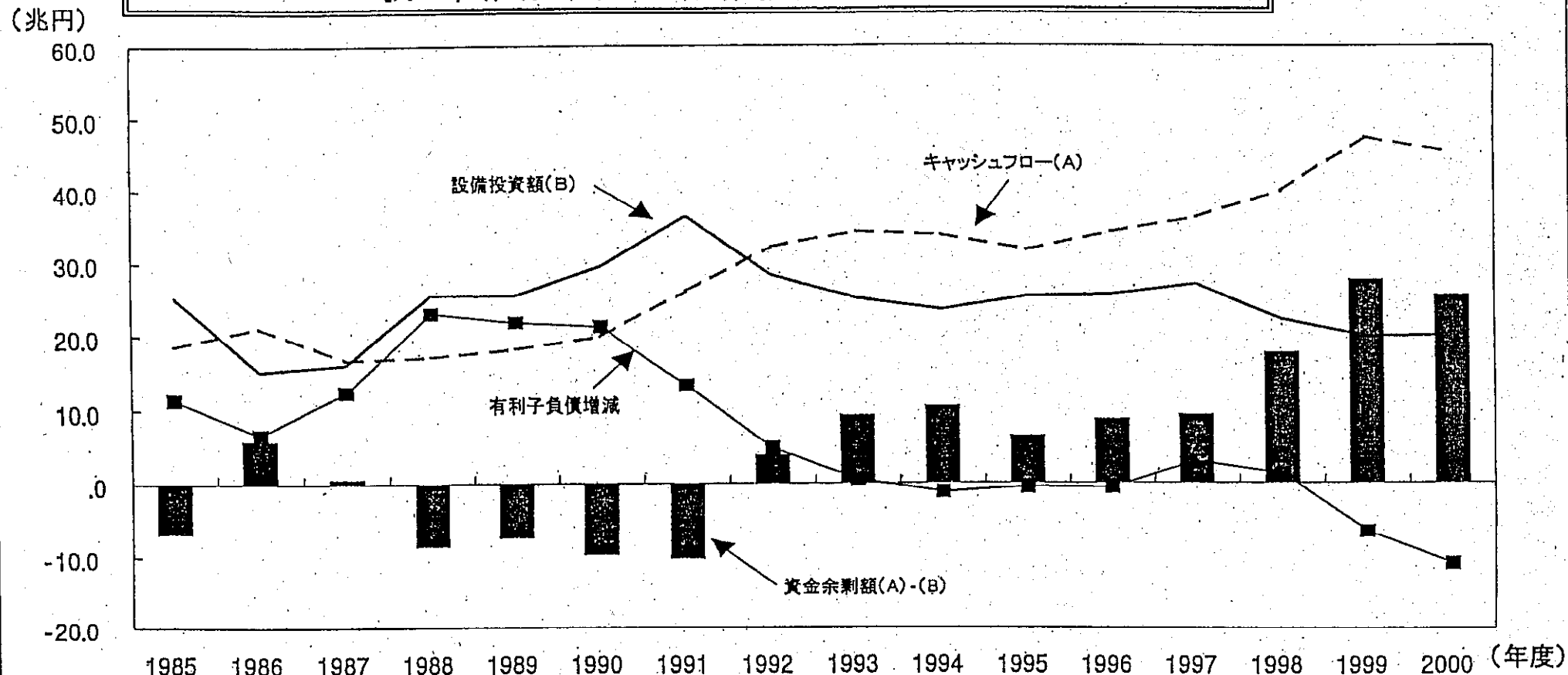


(注) 法人税負担率 = 法人税額(外国税額控除・所得税額控除前) / 課税所得

法人税額は、両国統計における算出税額から各種の税額加算・控除を考慮して試算したもの。

(出所) 日本; 国税庁「法人企業の実態」、米国; IRS

我が国国内法人の設備投資額等の推移



データ:財務省「法人企業統計年報」、資本金10億円以上の全産業が対象。

設備投資額は、有形固定資産のうち土地を除く部分の前年比増減額。有利子負債は短期・長期借入金＋社債。

平成14年3月13日開催「経済活性化のための企業税制に関する研究会」提出資料（経済産業省作成）

増加試験研究費等の税額控除制度

< 1. 増加試験研究費の税額控除制度 >

適用年度の試験研究費の額が比較試験研究費の額を超える場合（前期、前々期の試験研究費を超える場合に限る。）には、比較試験研究費の額を超える額の15%相当額を法人税額から控除することができる。

[税額控除限度額の計算]

$$\left[\frac{\text{適用年度の試験研究費の額} - \text{比較試験研究費の額}}{\text{比較試験研究費の額}} \right] \times 15\%$$

（注）比較試験研究費の額…適用年度の開始の日前5年以内に開始した事業年度（比較事業年度）の試験研究費の額のうち多い方から3期分の平均額

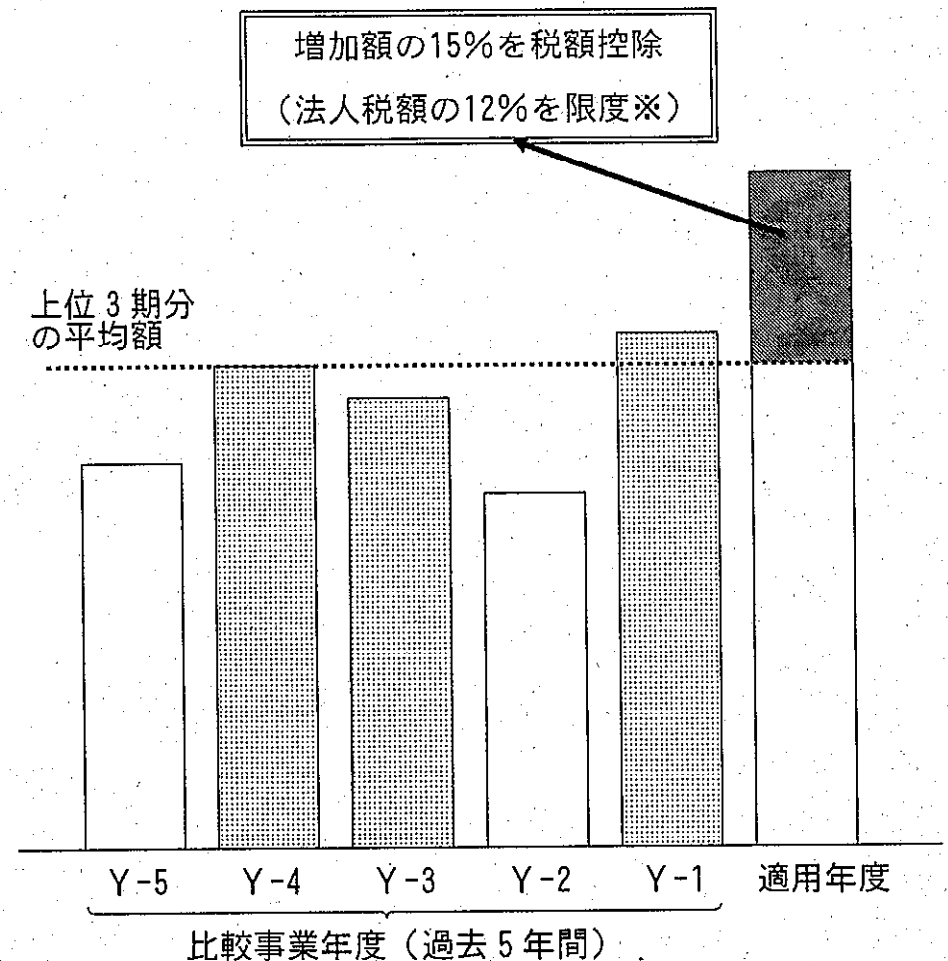
[適用期間] 昭和42年6月1日から平成15年3月31日までの間に開始する各事業年度

< 2. 中小企業の試験研究費の税額控除制度 >

中小企業者等が支出した試験研究費について、上記1の適用に代えて、試験研究費の10%の税額控除が認められる。

[適用期間] 昭和60年4月1日から平成15年3月31日までの間に開始する各事業年度

○ 増加試験研究税制の仕組み



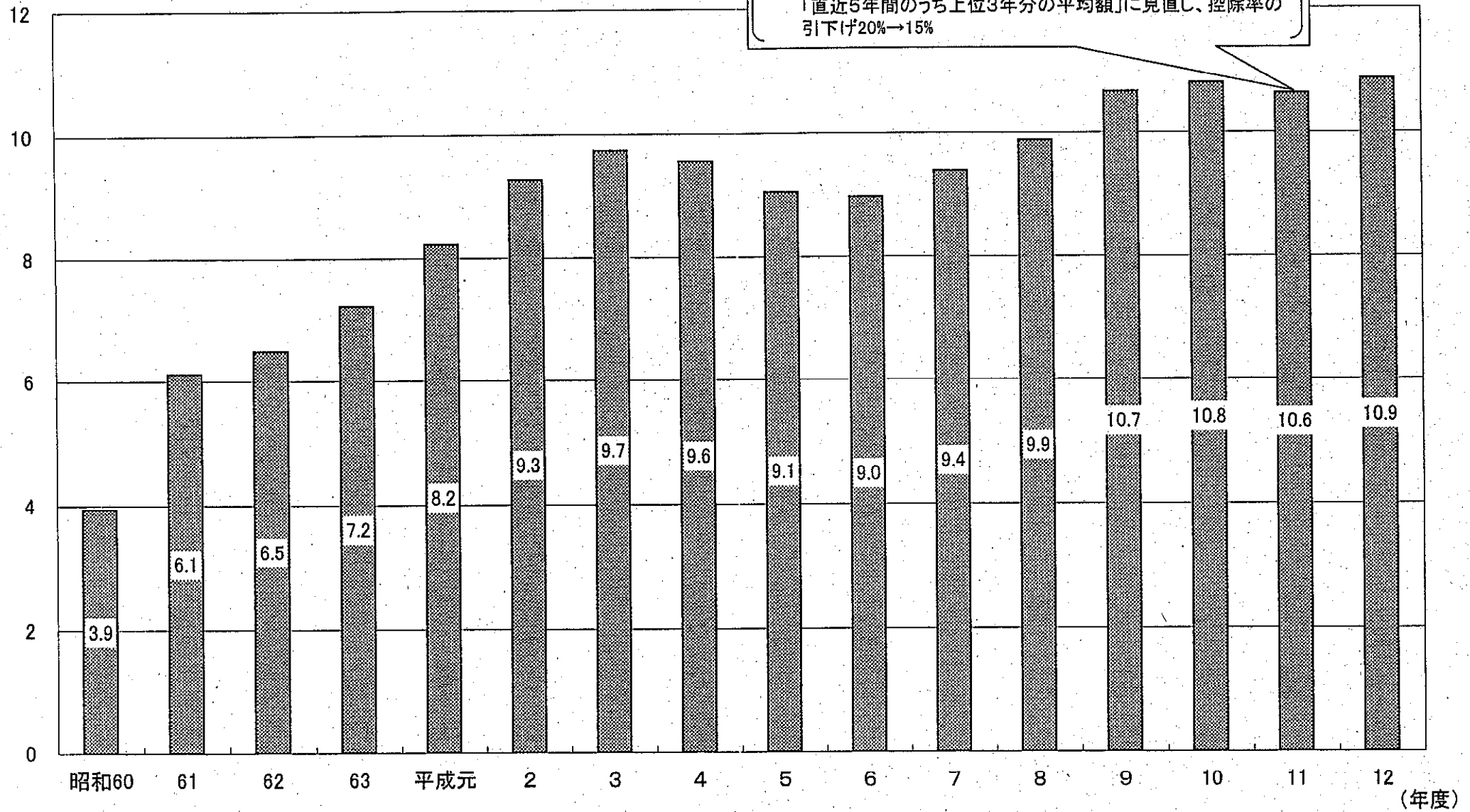
※ 特別試験研究費がある場合には、その15%相当額を加算。
但し、法人税額の14%相当額を限度。

試験研究費支出額の推移

増加試験研究費の税額控除制度の改組

(例) 比較試験研究費を「過去の試験研究費支出額の最高額」から
「直近5年間のうち上位3年分の平均額」に見直し、控除率の
引下げ20%→15%

(単位：兆円)



(注) 「科学技術研究調査報告」(総務省統計局)による。

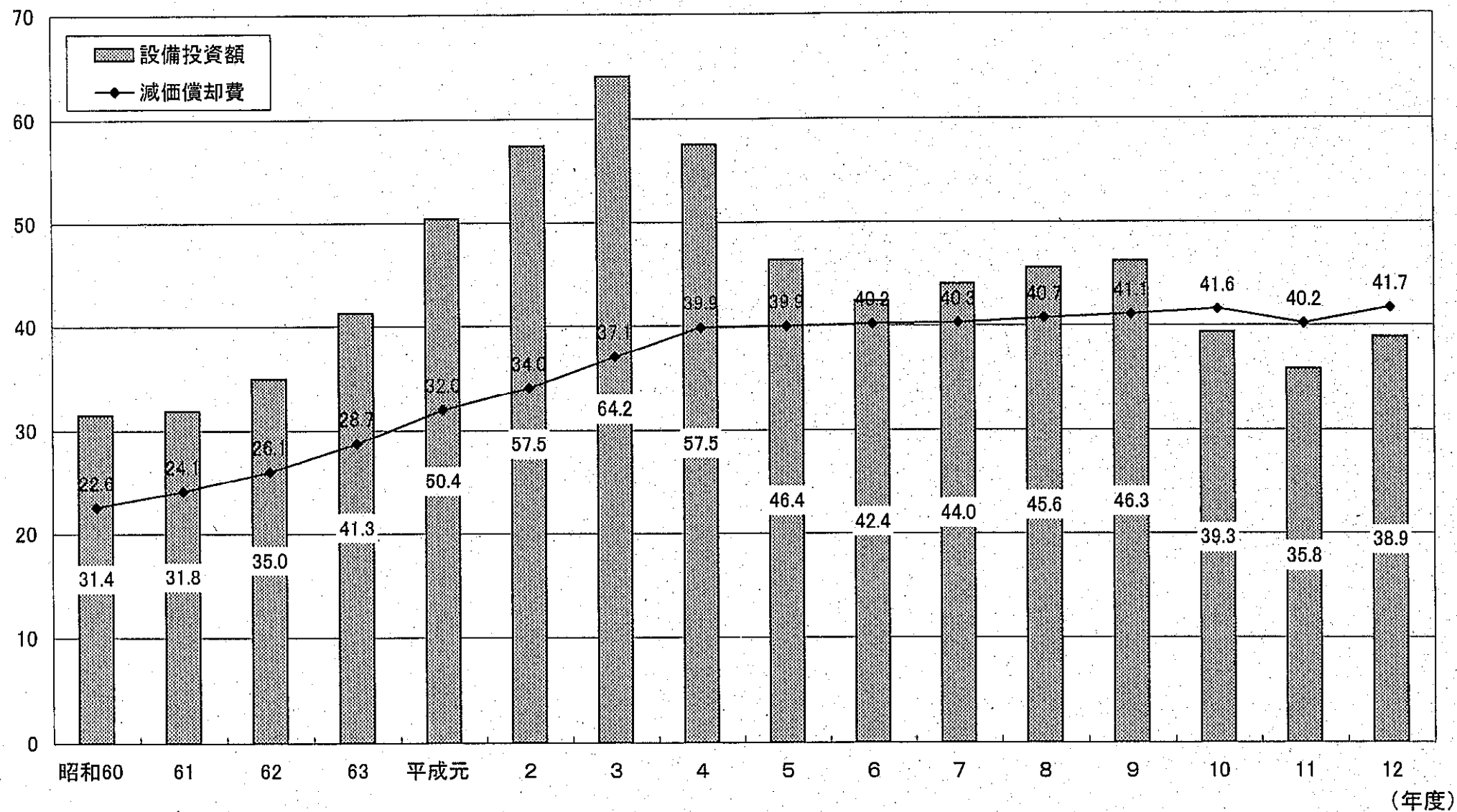
主要国の主な研究開発関連税制の比較（未定稿）

日 本	ア メ リ カ	イ ギ リ ス	ド イ ツ	フ ラ ンス
○増加試験研究費等の税額控除 ①適用年度の試験研究費の額が比較試験研究費の額を超える場合（注1）にその比較試験研究費を超える金額の15%（当期の税額の12%を限度とする（注2）。）の税額控除 ②中小企業者等は、当期の試験研究費の額の10%（注3）の税額控除（当期の税額の15%を限度）	○試験研究費の税額控除 ①当期の試験研究費のうち基準額（注4）を超える額の20%を税額控除 ※上記に代えて、[当期の試験研究費／直前4課税年度の平均総収入]の比率に応じて、試験研究費の2.65%～3.75%の税額控除を選択することができる（注5）。 ②試験研究費の一部である大学や科学研究機関等への基礎研究費支払額については、一定額を控除の上、20%を税額控除可能 （2004年6月までの措置）	○試験研究設備等特別償却 - 研究開発用の建物や機械・設備等（土地を除く。）の購入費用の初年度100%償却 ○試験研究費の損金算入の特例 - 適格試験研究費を年25,000ポンド（468万円）以上支出した中小法人は、その150%（大法人は125%）を損金算入 ※1ポンド＝187円で換算	※税制上の研究開発関連特別措置は、存在しない。	○増加試験研究費の税額控除制度 過去2年間の試験研究費の平均（消費者物価上昇率に従い再評価後のもの）に対する当期の試験研究費増加額の50%を税額控除

- （注）1. 前期、前々期の試験研究費の額を超える場合に限る。なお、比較試験研究費とは、適用年度の開始の日前5年以内に開始した各事業年度の試験研究費の額のうち多い方から3期分の平均額をいう。
2. 特別試験研究費（国内や国外の試験研究機関との共同研究等に係る費用をいう。）の額がある場合には、その支出額の15%を加算した金額と当期の税額の14%のいずれか少ない金額を限度とする。
3. 平成10年4月1日から平成15年3月31日までの間に開始する各事業年度については、経済対策として、税額控除率が上乘せ（6%→10%）されている。
4. 基準額 = 直前4課税年度平均年間総収入 × $\frac{84 \sim 88 \text{ 年の試験研究費}}{84 \sim 88 \text{ 年の総収入}}$
5. この選択は継続適用が要求される。また、1996年以降の最初の課税年度にこの選択を行わない場合、その後の年度において選択することはできない。

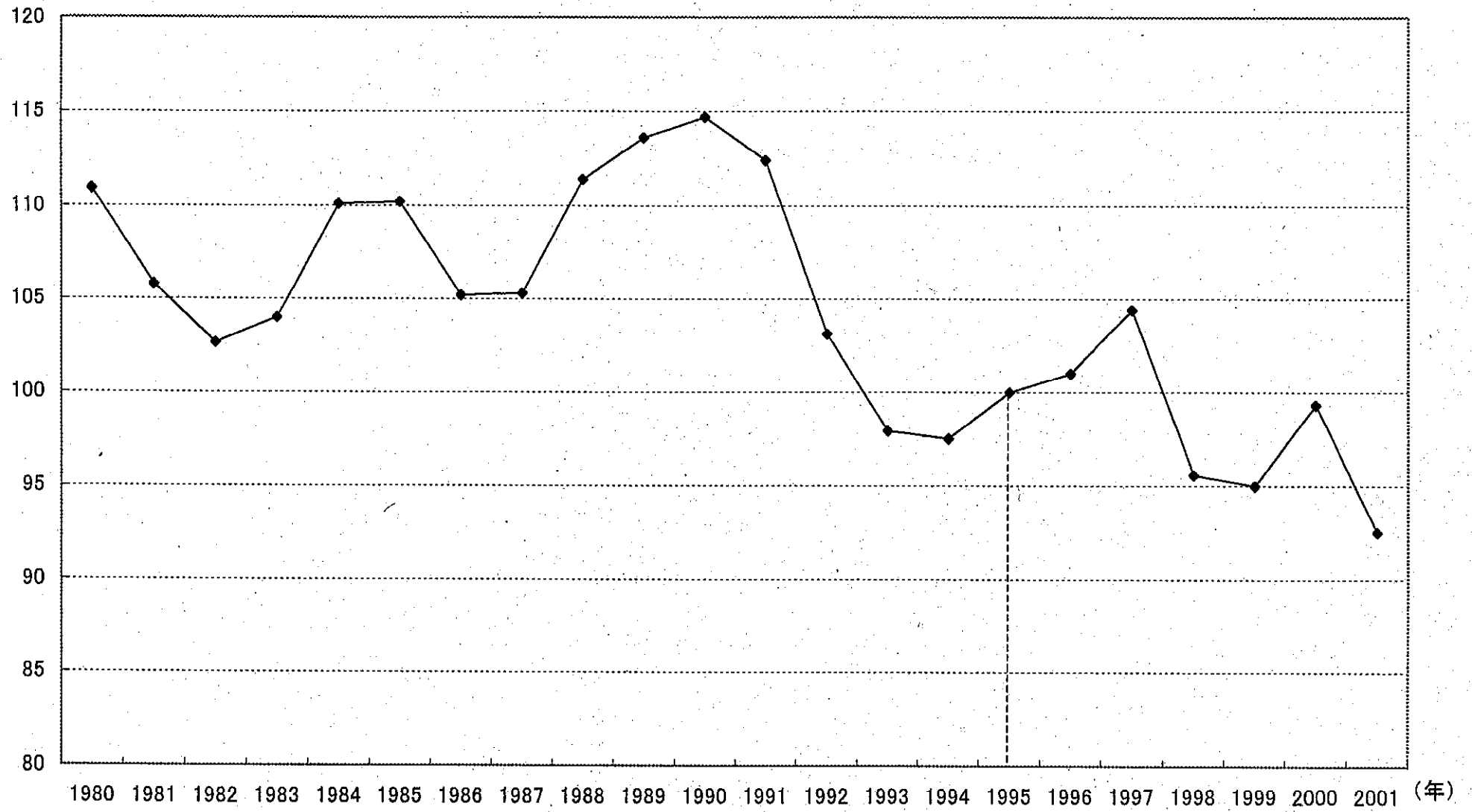
設備投資額及び減価償却費の推移

(単位：兆円)



(注) 「法人企業統計年報」(財務省財務総合政策研究所)による。

製造工業設備稼働率



(出典) 経済産業省「鉱工業生産・出荷・在庫指数」

(注) 1995年を100とする。

「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2002」について（抄）

平成14年6月25日

閣 議 決 定

第2部 経済活性化戦略

1. 経済活性化戦略の基本的考え方

（経済活性化に向けて取るべき戦略）

（略）

産業競争力を再構築し、もって経済を活性化する戦略として、具体的には人間力、技術力、経営力、産業発掘、地域力、グローバル化といった6つの重点課題に着目し、日本の強みを伸ばし、弱みを克服するための戦略を構築する。人間力、技術力、経営力は、産業競争力を強化し、供給力を強化する「成長」戦略である。産業発掘、地域力、グローバル化は、市場を開拓し、我が国の豊富な貯蓄を投資と消費の好循環に向ける「市場創造」戦略である。これら6つの戦略の下で具体的な30のアクションプログラムを実施し、経済を活性化する。

2. 6つの戦略、30のアクションプログラム

（2）技術力戦略

ナノテクノロジー、IT、バイオテクノロジー、環境をはじめとする先端分野で欧米と伍して競争できる技術基盤を強化・保護し、「世界の第1走者」たり続けることを目指す。民間主導の原則を踏まえ、民間活力を引き出すために、政府は、府省間の非効率や重複を排除しつつ、技術基盤の強化、制度の見直し等で重要な役割を担う。

（戦略分野への選択と集中）

重点分野ごとの割合が固定化するといったことがないよう、既存プロジェクトの見直しを進め、科学技術予算について、技術の革新性、産業への波及性と発展性、事業実施可能性（民間資金の有無等）を踏まえた戦略により、資源配分する。また、研究開発等にかかる制度整備を図る。

- ・総合科学技術会議は、「平成15年度の科学技術に関する予算、人材等の資源配分の方針」においてライフサイエンス等の重点4分野へのメリハリのある重点化を図る。
- ・総合科学技術会議は、関係府省と協力して、基礎研究を重視するとともに、科学研究費補助金等の競争的資金の割合を拡大する。また、競争的資金の成果について厳正な評価を行うなど、制度改革を推進する。
- ・関係府省は、財務省との協議の上で、平成15年度から科学研究費補助金等の研究開発資金を年度を越える個別の研究開発の進捗に合わせて柔軟に執行できるよう対応する。
- ・試験研究税制、IT・環境投資促進税制措置の見直しを検討する。

(4) 産業発掘戦略

(略)

(技術革新が拓く21世紀の新たな需要)

- ・関係本部・会議及び府省は、環境・エネルギー（省エネ総合サービスの抜本的普及、燃料電池等の環境配慮型技術・製品の普及、リサイクルの一層の促進等）、情報家電・ブロードバンド・IT、健康・バイオテクノロジー、ナノテクノロジー・材料の4分野の技術開発、知的財産・標準化、市場化等を内容とする戦略を平成14年に策定し、内閣官房がこれを取りまとめる。
- ・総務省、関係府省は、情報開示の推進等を含め電子政府・電子自治体を推進し、原則すべての国民との間の手続きの電子化を平成15年度中に実施する。また、関係府省は、ITS、GISの本格的普及、医療や防災等の公共分野におけるIT化加速、電子商取引等を推進するとともに、電子入札を積極的に進める。
- ・総務省は、平成14年度から、家庭のIT革命を支える基盤である放送のデジタル化を推進し、家庭から簡便に利用できるテレビ連動型電子商取引等様々なITビジネスの創出を促進する。

(ライフスタイルの変化が引き出す潜在需要の顕在化)

(環境産業の活性化)

等

(略)

企業関係租税特別措置における主な設備投資減税の減収額の推移

(単位：億円)

制 度 名	12年度減収額	13年度減収額	14年度減収額
中小企業投資促進税制	1, 4 4 0	1, 4 5 0	2, 0 6 0
中小企業新技術体化投資促進税制	4 5 0	5 7 0	—
エネルギー需給構造改革推進投資促進税制	4 2 0	4 8 0	3 8 0
医療用機器等の特別償却	1 0 0	1 5 0	1 0 0
中小企業等基盤強化税制	6 0	5 0	9 0
公害防止用設備の特別償却	1 1 0	1 1 0	7 0
特定地域における工業用機械等の特別償却	8 0	6 0	4 0
特定高度技術産業集積地域産業用設備の特別償却	1 0	3 0	3 0
特定電気通信設備等の特別償却	3 0	3 0	3 0
沖縄の特定地域における工業用機械等の税額控除	2 0	2 0	2 0
船舶等の特別償却	2 0	2 0	2 0
再商品化設備等の特別償却	2 0	4 0	2 0
経営基盤強化計画等に係る機械等の割増償却	2 0	3 0	2 0
事業革新設備等の特別償却	1 0	1 0	1 0
特定集積地区における輸入関連事業用資産の特別償却	1 0	2 0	1 0
障害者を雇用する場合の機械等の割増償却等	0	0	1 0
倉庫用建物等の割増償却	1 0	2 0	1 0
合 計	2, 8 1 0	3, 0 9 0	2, 9 2 0

(注) 1. 減収額は平年度ベースのものである。

2. 上表は、設備投資減税のうち旧中小企業新技術体化投資促進税制を除き、平成14年度減収額が計上されている制度について掲げたものである。